

■ Q & A

	質 問	回 答
	<p>対象者の「原則同居の家族」の範囲はどこまでか。</p>	<p>感染リスクを抑える観点から、その恐れが比較的少ない「原則同居の家族」としました。</p> <p>「原則同居の家族」とは、同居の家族はもちろん、二世帯住宅など近隣に住み日頃から行き来のある親族を対象とします。</p> <p>例えば、①二世帯住宅で暮らす両親とその子ども夫婦 ②近隣で普段から行き来している親とその子ども ③日頃から付き合いのある近くに住む兄弟・姉妹などが考えられます。</p> <p>宿泊施設では、県内在住者であることを身分証明等で確認し、同居等であることについては、宿泊者の申告により確認することで、割引の対象とします。</p>